

議案第50号

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例制定について
朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月30日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改正するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例

朝来市特別職の常勤職員の給与条例（平成17年朝来市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の朝来市特別職の常勤職員の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の朝来市特別職の常勤職員の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の朝来市特別職の常勤職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 50 号資料

朝来市特別職の常勤職員の給与条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(給与の額及び支給方法) 第 3 条 (略) 2、3 (略) 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の220を乗じて得た額に、基準日 以前 6 箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて 得た額とする。 (1)～(4) (略) 5～7 (略)	(給与の額及び支給方法) 第 3 条 (略) 2、3 (略) 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の225を乗じて得た額に、基準日 以前 6 箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて 得た額とする。 (1)～(4) (略) 5～7 (略)